平成２２年（フ）第３５５号
北海道釧路郡釧路町緑４丁目38番地
債務者　渡辺　俊夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３５０４号
横浜市青葉区若草台５番地５　若草台マンション106号
債務者　松岡　　節
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５３号
愛知県みよし市三好丘３丁目12番地５　カーム三好ケ丘Ｃ棟201号
債務者　佐藤　直美（旧姓日沖）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６７号
岡山市東区西大寺南２丁目５番14号
債務者　三浦公太郎
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４号
岩手県九戸郡九戸村大字雪屋第４地割15番地
債務者　大崎　久子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２５８６号
神奈川県海老名市東柏ヶ谷４丁目28番６―201号、申立時の住所神奈川県綾瀬市寺尾釜田１丁目12番23号
債務者　高橋　静香（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０７６号
横浜市南区別所３丁目15番19号　コスモサルファーⅡ403
債務者　佐藤　美樹（旧姓荻原）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２５号
横浜市金沢区並木２丁目12番12―503号
債務者　西森　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３４８号
横浜市鶴見区佃野町16番３号
債務者　佐野　輝夫
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３７９号
神奈川県鎌倉市玉縄４丁目258番地１　ヒルズ鎌倉玉縄102号
債務者　櫻井千代美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３８８号
神奈川県藤沢市城南３丁目５番15号
債務者　五十嵐信裕
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４０２号
神奈川県大和市大和南１丁目16番30号　コーポ清美203
債務者　福島　一郎
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４１５号
神奈川県茅ヶ崎市高田１丁目８番14号　サンノウモリアパート202号
債務者　岡崎　高司
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４１９号
横浜市磯子区杉田７丁目２番25号
債務者　斉藤　容次
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４２８号
横浜市保土ケ谷区仏向町1006番地４　保土ケ谷公園ハイツ404号
債務者　芦澤　泰子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部